

令和2年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| 開催日及び場所             | 令和3年 3月30日(火) 13:50~15:50<br>橋本市役所 会議室B |  |
| 出席委員氏名              | 藤井 幹雄(委員長)<br>濱田 学昭<br>鈴木 秀幸            |  |
| 審議対象期間              | 令和2年4月1日 ~ 令和2年9月30日                    |  |
| 抽出案件                | 総件数 4件                                  | 審議事項<br>(1)令和2年度上半期の入札・契約結果について<br>(3)定例報告<br>①総括表<br>②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧<br>③入札参加資格停止等の運用状況一覧表<br>(4)抽出事案について |
| 制限付一般競争入札           | 1件                                      |  |
| 工事希望型競争入札           | 1件                                      |  |
| 指名競争入札              | 1件                                      |  |
| 随意契約                | 1件                                      |  |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答 | 意見・質問                                   | 回答   |
|                     | 別紙のとおり                                  | 別紙のとおり   |
| 委員会による建議の内容         | 特になし                                    |  |

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <p>(1)令和2年度上半期の入札・契約結果について</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>  |   |
| <p>(2)定例報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の対象案件は、教育文化施設の改修工事が多いが、今後発注する工事の方針又は計画は作成しているのか。</li> <li>文化施設、インフラ関係など、工事の種類によって一定の期間に集中して発注しているのか。</li> </ul>  | <p>基本的な方針については10年先まで検討し、長期総合計画を策定しています。また、この計画に基づいて3年先までの工事の計画も作成しています。</p> <p>平準化して発注するように計画していますので、一定の期間に集中するようには計画していません。</p>  |
| <p>(3)抽出事案について</p> <p><b>【制限付一般競争入札】</b></p> <p>『紀見小学校トイレ改修工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>くじ引きを実施しているのはなぜか。</li> <li>2%ほどの増額変更を実施しているが、その内容と理由は何か。</li> <li>修理対象となったポンプは今回改修するトイレの水のためのものか。</li> <li>本件の場合は、少額のため、別途発注とすると随意契約の範囲となるので、増額変更としてもあまり問題とはないが、金額が大きくなれば別途発注を検討するなど慎重にするべきではないか。また、低入札価格調査対象工事であるため、増額変更はなおさら、慎重にならなければならないのではないか。</li> </ul> | <p>落札予定者となる者の順位をあらかじめ決定するためです。事後審査により落札予定者が失格となると、次順位者に落札予定者が移りますが、今回の場合は次順位がすべて同額のため、くじ引きにより順位を決定しています。</p> <p>高架水槽に水を送るポンプが故障しておりましたので、その修理をしています。</p> <p>学校全体に水を行き渡らせるためのポンプとなります。別途発注も検討しましたが、同じ学校施設内の工事であり、本工事にも無関係でないため、増額変更で対応しました。</p> <p>ご指摘のとおりです。今後も増額変更となる場合には慎重に検討し、決定したいと思います。</p>  |
| <p><b>【工事希望型競争入札】</b></p> <p>『岸上文化センター耐震等改修工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の設計業者は建築工事においても橋本市に登録のある業者だが、問題ないのか。</li> <li>工事の設計業務と監理業務の受注は同一ですか。</li> <li>増額変更の内容と理由は何か。</li> <li>変更内容は当初から分かっていたことか。</li> <li>この建物が建築されたのはいつか。また、変更した箇所は図面等で確認できなかったのか。</li> <li>当初の工期内に完成としているが、電気ケーブルの移設には関係各所との調整に多くの時間が必要と考えられるが、工期延長の必要はなかったのか。</li> </ul>         | <p>設計施工分離の観点から、設計業務と工事施工が同一業者とならないよう、設計業務又は監理業務を受注した業者は当該建設工事の入札には参加できないように、制限しています。</p> <p>異なる業者が受注しています。</p> <p>主に防水工事及び電気ケーブル・水道配管の移設工事の仕様変更により増額変更となりました。</p> <p>施工を進めるにあたり、判明しました。防水工事については、屋上の敷設物を撤去した後の屋上の形状が想定外であったため、当初の仕様では目的を達成できないため、仕様変更としました。電気ケーブル・水道管の移設工事は、耐震壁設置工事の際に、設置箇所の掘削を行ったところ、当該箇所に電気ケーブル及び水道管が埋設されていたため、移設工事が新たに必要となりました。</p> <p>昭和53年に建築されており、詳細な図面が残っていませんでした。</p> <p>ご指摘のとおり、関係各所との調整が必要となりましたが、受注者の企業努力により、工期内に完成することができました。</p> |

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <p><b>【指名競争入札】</b><br/>『市営住宅伏原団地4階屋外改修工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装工事と防水工事の設計価格に対する割合はどの程度か。</li> <li>・ 本工事とは直接関係ないが、公共施設の屋上・屋根を改修する際には、太陽光発電施設の設置を検討してはどうか。</li> </ul>  | <p>おおよそ塗装工事が40%、防水工事が17%になります。</p> <p>本工事では実施していませんが、他の公共施設屋根、駐車場のカーポート等に太陽光発電施設の設置は実施しています。ご指摘のとおり、今後、屋上・屋根改修が伴う工事の施工の際には太陽光発電施設の設置を検討したいと思います。</p>   |
| <p><b>【随意契約】</b><br/>『市道矢倉脇区内1号線法面修繕工事』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札不調後の随意契約となっているが、1者を除きすべてが辞退となったのか。</li> <li>・ 見積合わせから、契約締結まで期間が開いている。随意契約としたのであれば、早期に契約締結すべきではないのか。</li> <li>・ 橋本市は地形の関係上、法面工事は今後も必要になるが、損傷又は崩壊するまでに予防するための修復は実施しないのか。</li> <li>・ 工事費用を抑えるために、崩壊等が発生する前に修復できる仕組みを検討してはどうか。</li> </ul> | <p>はい。入札対象者7者のうち、6者が辞退となりましたので、入札不調としました。</p> <p>手続きが遅れたため、契約締結まで期間が開いてしまいました。担当課に指導し、今後気を付けるようにします。</p> <p>法面の場合には崩壊等の災害が生じる前に、予防対策を実施することが重要ですが、現状は予算の関係もあり、危険が生じてから修復を実施しています。</p> <p>今後、検討します。</p> |
| <p><b>(3)その他</b></p> <p>意見・質問事項等なし。</p>  |  |